



金沢市公報

第3190号

令和7年(2025年)8月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (　　)	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	2
○市道の区域の変更について (道路管理課)	3
●公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	3

○開発行為に関する工事の完了について

(建築指導課) 4

●監査公表

○監査公表(第13号・第14号) (監査事務局) 4

●農業委員会告示

○令和7年第8回金沢市農業委員会総会の招集
について (農業委員会事務局) 8告 示

●金沢市告示第259号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和7年8月21日

金沢市長 村 山 卓

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営堅町自転車駐車場

金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車 68台

原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

令和7年7月1日から同月31日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市二口町二24番地5

公益社団法人金沢市シルバー人材センター

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 令和7年8月22日から同年11月21日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第260号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年8月21日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
木倉町地内	自 転 車	3台
円光寺2丁目地内	自 転 車	1台
長町1丁目地内	自 転 車	1台
示野町地内	自 転 車	1台
久安3丁目地内	自 転 車	1台
山王町2丁目地内	自 転 車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和7年7月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和7年8月22日から令和8年2月21日

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第261号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条例第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年8月21日

金沢市長 村 山 卓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
八田町会	代表者の氏名及び住所	岡島 一郎 金沢市八田町東538番地	北川 良紀 金沢市八田町東268番地	令和7年 7月16日

●金沢市告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年8月21日から同年9月4日まで一般の縦覧に供します。

令和7年8月21日

金沢市長 村山卓

道路の種類	路線名	区間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	浅川28号 戸室新保線	戸室新保口 302番 1先から 戸室新保口 302番 1先まで	旧	3.9 ~ 9.3	32.0
			新	6.5 ~ 14.3	32.0

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和7年8月21日

金沢市長 村山卓

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年8月21日から同年9月18日まで

(2) 場所

金沢市柿木畠1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

令和7年9月19日から同年10月3日まで（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和7年8月21日から同年9月18日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和7年8月21日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市泉本町1丁目134番1から134番3まで、135番2及び136番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	野々市市新庄6丁目425番地 有限会社アンズ 代表取締役 三谷 長生	道路 金沢市泉本町1丁目134番3、135番2及び136番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市桂町ハ3番	金沢市桂町ハ6番地 株式会社タック・エス・ピィ 代表取締役 森岡 敬子	

監査公表

●金沢市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和7年8月21日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森 一敏

第1 監査の概要

1 監査の対象箇所

番号	課名	監査対象箇所	番号	課名	監査対象箇所
1	文化政策課	アートホール	20	環境政策課	戸室新保埋立場
2	"	泉鏡花記念館	21	環境政策課 ごみ減量推進課	戸室リサイクルプラザ
3	"	鈴木大拙館	22	教育総務課 学校指導課	小立野小学校
4	"	前田土佐守家資料館	23	"	明成小学校
5	"	金沢能楽美術館	24	"	大浦小学校
6	"	金沢ふるさと偉人館	25	"	鞍月小学校
7	"	金沢21世紀美術館	26	"	粟崎小学校
8	スポーツ振興課	鳴和台市民体育会館 (体育館・プール)	27	"	大徳小学校
9	"	専光寺ソフトボール場	28	"	額小学校
10	"	城南市民体育館	29	"	新神田小学校
11	"	大徳テニスコート	30	"	安原小学校
12	ダイバーシティ 人権政策課	女性センター	31	"	内川小学校

13	市民課	押野市民センター	32	"	城南中学校
14	"	駅西市民センター	33	"	兼六中学校
15	"	東斎場	34	"	鳴和中学校
16	福祉政策課	卯辰山公園健康交流センター千寿閣	35	"	内川中学校
17	福祉健康センター総務課	駅西福祉健康センター	36	生涯学習課	中央公民館長町館
18	保育幼稚園課	光が丘保育所	37	図書館総務課	泉野図書館
19	"	大桑保育所			

2 監査の期間

令和7年4月14日から同年8月5日まで

3 監査を執行した監査委員

加藤弘行、中村哲郎、高村佳伸、森一敏、高誠、源野和清

なお、高誠、源野和清は令和7年6月20日に退任し、代わって同月24日に高村佳伸、森一敏が就任した。

4 監査の対象範囲

令和6年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた令和7年度及び令和5年度以前の年度の事務を含む。）

5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱状況

6 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」に基づき、施設等における公有財産及び物品の管理並びに公金等の取扱いが適正に行われているかを主眼とし、公有財産や物品に当たっては管理の妥当性や経済性等の観点にも留意した。

7 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長にその旨指示したので、記述を省略した。

1 公有財産の管理について

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

- (1) 建築基準法に基づく定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないもののが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
文化政策課	金沢21世紀美術館
福祉政策課	卯辰山公園健康交流センター千寿閣
環境政策課	戸室新保埋立場
教育総務課	大徳小学校、安原小学校

- (2) 消防法に基づく消防用設備等の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
文化政策課	金沢21世紀美術館
環境政策課	戸室新保埋立場

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年8月21日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高村 佳伸
金沢市監査委員 森一 敏

1 包括外部監査

(その1)

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 令和7年7月28日 |
| (2) 措置を講じた局等 | 教育委員会教育総務課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 令和2年4月13日（令和2年監査公表第9号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
指摘（154ページ） 学校統合が行われた場合において、備品台帳の整備状況に数多くの不備が見受けられる。備品管理、特に帳簿の移管について、教育委員会において学校現場に明確に指示し、適正に管理すべきである。	各学校に備品台帳と現品の照合を徹底させ、これまでの備品台帳の不備を全て修正した。 また、令和5年度の財務会計システムの更新に伴い、教育委員会において備品を一元管理する運用に変更し、令和6年の学校統合の際には、統合元が作成した統合先に引き継ぐ備品リストを基に、教育委員会で保管転換を行った。 今後も統合の際には、学校現場と連携し、適正な備品管理に努めていく。
意見（150ページ） 学校現場での各種経費等の支払事務において、不正防止策を施した上で、インターネットバンキングや口座振込を利用する方法について検討する必要がある。	学校での各種経費等の支払事務において、インターネットバンキング利用時に事務員が行う振込の承認を校長が必ず行うなど不正防止策を徹底した上で、令和7年度から全ての学校の小切手を廃止し、原則インターネットバンキングでの取扱いとした。

(その2)

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 令和7年7月28日 |
| (2) 措置を講じた局等 | 教育委員会学校指導課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 令和2年4月13日（令和2年監査公表第9号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
理科教育設備整備費（小学校）について 意見（126ページ） 需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とするように見直しを検討する必要がある。	基準額表について、需用費及び備品購入費の合計額で定めるとともに、学級数の増に応じた増加額を令和6年度の配当額を基準に見直し、令和7年度から適用することとした。
教材整備費（中学校）について 意見（133ページ） 需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とするように見直しを検討する必要がある。	基準額表について、需用費及び備品購入費の合計額で定めるとともに、学級数の増に応じた増加額を令和6年度の配当額を基準に見直し、令和7年度から適用することとした。
理科教育設備整備費（中学校）について 意見（139ページ） 需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とするように見直しを検討する必要がある。	基準額表について、需用費及び備品購入費の合計額で定めるとともに、学級数の増に応じた増加額を令和6年度の配当額を基準に見直し、令和7年度から適用することとした。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年7月28日
 (2) 措置を講じた局等 都市政策局地域力再生課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年4月11日（令和7年監査公表第8号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
真正性を判別しやすい証明書の提出 意見10（52ページ） 「市内の事業者に勤務する者」からの申請の場合で、IDカードの写しの提出がある際は顔が鮮明な状態のものを求めるとともに、IDカードは組織ごとに異なり、真正性を判別するのが困難な場合もあることから、社印が入っている等、会社が発行したということが担保できる証明書の提出を求める必要がある。	助成希望者が市内の事業所等に勤務する者であることを確認する場合は、顔が鮮明な状態の社員証等の写しを求めることし、当該書面の真正性の判別が困難な場合は、就業証明書等の提出を求める運用に改めた。
助成対象の講座の周知 意見11（53ページ） 現在は、市公式LINEや各大学経由での広報を実施しているとのことであるが、各大学から助成制度を利用しやすい講座を推薦してもらうなどして、当該情報を広報に活かし、対象となる講座をより広く周知する必要がある。	各大学担当者と連携し、対象講座の案内チラシに助成制度を紹介する二次元コードを新たに掲載するなど広報を充実するとともに、市のホームページに各大学へのリンクを掲載し、対象講座の更なる周知を図った。

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和7年第8回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和7年8月21日

金沢市農業委員会
会長 井口栄市

1 日時

令和7年8月27日 午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (8) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
- (9) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
- (10) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定による土地改良事業参加資格の承認について
- (11) 地域計画に関する意見決定について

令和7年(2025年)8月21日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄